

市長説明要旨

- 平成17年9月市議会定例会 -

四万十市

台風14号の影響により2日遅れの開会となりましたが、本日、議員各位のご出席をいただき、9月の市議会定例会を開会できますこととお礼申し上げます。

議案の説明の前に今回の台風についてですが、大型で強い勢力を保ったまま九州に上陸した台風14号は、各地に記録的な豪雨と大きな被害をもたらしました。本市におきましても、住家等の浸水被害や道路・農地の冠水被害などが多数発生し大きな災害となりました。特に、西土佐、大川筋、後川、八束、下田などの四万十川沿線では、川の氾濫等により広い範囲が水に浸かり床上・床下浸水などの被害が出ています。また、がけ崩れにより住家が半壊する被害も西土佐で発生しています。被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

被災状況については目下調査中ですが、昨日の17時現在で把握できている件数としましては、けがをされた方が1名、住家の半壊が1件、住家等の床上浸水が114件、床下浸水が36件、道路や河川等の被害が23件、農林関係では田畑の冠水等が約12ha、農林施設等の被害が25件などとなっています。

市といたしましては、今後とも被災状況の把握に努めるとともに、国・県等の協力を得ながら一日も早い復旧に向けて取り組んでいきます。

【提出議案】

さて、今期定例会にお願いする議案は、専決処分の承認議案で、「平成17年度四万十市一般会計補正予算」など2件、決算認定議案で、「平成16年度

中村市水道事業会計決算の認定」など4件、予算議案で「平成17年度四万十市一般会計補正予算」など5件、条例議案では「四万十市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」など8件、その他の議案では「工事請負契約について」など5件で、合計24件となっています。この他に報告事項が3件あります。この中で先議をお願いする案件として「工事請負契約について」など2件を提案していますのでよろしくをお願いします。

議案の詳細は、後程助役から説明しますので、私からは6月定例会以降における主要課題等への取り組みについて報告します。

【観光振興】

最初は観光振興です。去年は天候不順に悩まされた夏場の観光ですが、今年は天候にも恵まれ、かわらっこや四万十いやしの里など観光施設の利用状況は概ね好調に推移しています。

また、最近の観光のスタイルについてですが、従来の団体・通過型のものから、時間に縛られず、ゆったりと観光を楽しむ少人数グループが多くなる傾向にあり、今話題のスローライフの実践や地域色豊かなおいしい食事等を求める観光客、特に女性客の割合が確実に増えています。今後はこのような女性を中心とする少人数グループも視野に入れ、豊かな自然、小京都、おいしい食べ物等をバックに、よりきめ細やかな受入ができるよう取り組んでいきます。

また、長年取り組んできた体験型の修学旅行についても17年度は関東地域にも浸透し、入込み客が飛躍的に増えました。

【市民祭】

次は市民祭です。今年は50周年記念とともに合併後初の市民祭となったことで、例年より多くのイベントが開催されました。まず7月29日の天神橋アーケードにおける前夜祭では、路上パフォーマンスや昔の提灯台の展示などの記念イベントが行われ、大勢の市民で賑わいました。翌30日の「なかむら踊り」と「提灯台」のパレードでは、西土佐から半家地区の「牛鬼」が初めて参加し、近年で最も多い26チームが参加したパレードに華を添えてくれました。その他行事についても恒例の全日本女郎ぐも相撲大会をはじめ、想い出の写真を集めた「50周年記念写真パネル展」、そして祭りのフィナーレには、ストリートパフォーマンス・郷土芸能大会、功労者表彰、納涼花火大会などが開催され、大勢の市民や観光客で盛り上がりました。

今年の市民祭は、記念の年の行事として実行委員会をはじめ関係機関、市民の皆様からこれまで以上に暖かいご支援・ご協力をいただきました。心からお礼を申し上げます。

【中心市街地活性化】

次は中心市街地の活性化です。14年度から「まちづくり四万十」で取り組んできた「栄町祇園風街並整備事業」が最終年度を迎え、11月中旬の完成を目指しまもなく工事に取り掛かる予定です。また、天神橋1区の「くつろげる道としての再整備事業」は、来年2月末の完成を目途に現在、国・県との協議に入っています。整備の内容としては、隣接する東下町商店街との統一性を持たせるため、路面は石畳風にし、街全体が落ち着いた雰囲気を出すものにしたらと提案されています。また、側溝上部の整備や電柱等のセット

バックにより歩行者空間を確保し、安全安心なくつろげる道とするとともに、街路灯は路面整備との調和を図るため和風のものが考えられています。

中心市街地は、両商店街の整備が完成することにより、既に完了している「東下町くつろげる道としての再整備」や「水と緑の市街地整備」との連続性や面的な広がりが創りだされ、まちに来る人にとって魅力あるものになってきていると思います。

【農林業の振興】

次は農林業の振興についてです。まず農業振興ですが、平野部では担い手や認定農業者の確保と育成に努め、担い手への農地集積を促進する施策を進めます。一方、中山間地域においては今後も集落営農や有機農業等の推進に引き続き取り組んでいきます。また、直販所や学校給食等を中心に地産地消の拡大を図るとともに、食育との連携を進めるなかで中村と西土佐のお互いの持ち味を活かしながら生産性の向上を図っていきます。

また林業振興ですが、約5万3千 ha という広大な森林面積を有する市になりましたので、この森林を活用するため除間伐の推進や作業道等の路網を整備し、森林として生産性の向上を図り環境保全や公益的機能が活かせる森林づくりに努めていきます。

【中山間振興】

次に中山間振興ですが、中山間地域の維持・発展を図るうえで重要な施策である「中山間地域等直接支払制度」が、今年度より新たに5年間の制度としてスタートしました。新制度では、集落の「将来像の明確化」や取り組み内容により交付金単価が異なる「段階的単価」が取り入れられ、将来に向けて

農業生産活動を継続する一定の要件を満たす協定は通常単価、この要件を満たさない協定は通常単価の8割、より積極的な取組みを行う協定には加算措置が講ぜられることとなりましたので、各地域で説明会を開催してきたところです。8月末時点での協定締結見込数は40協定で、その内訳としては前対策から引き続き締結するものが25協定、今回新たに締結するものが15協定、面積は約410ha、交付金額は7,700万円を見込んでいます。

また、13年度より取り組んできました東富山4集落（片魚、大屋敷、常六、三ツ又）の活性化組織ですが、本年2月に「東富山ふるさとを守る会」が設立されました。地域全体で考え、行動できる組織として東富山地区の維持・発展に向け取組みが進められることを期待するとともに、今後他の地域においても同様の組織が設立されるよう努力していきます。

【過疎計画】

次に、過疎地域自立促進計画についてです。過疎地域自立促進特別措置法の規定により、合併前に過疎地域の指定を受けていた区域は合併後においても同法による過疎地域とみなされ、手厚い財政支援等が受けられることから、西土佐の区域について、新たに17年度から21年度までの5ヶ年間の過疎地域自立促進計画を定めるものです。計画は、地域の自立促進を図りながら住民福祉の向上や雇用の拡大、或いは美しく風格のある国土形成に寄与することを目的としたもので、産業振興をはじめ保健、福祉、医療、教育などの幅広い分野の振興を図ることを内容とした総合的な計画となっています。

この計画については、今議会に議案を上程していますのでよろしくお願ひします。

【四万十グリーンツーリズム特区】

次に四万十グリーンツーリズム特区についてです。昨年6月に西土佐が四万十グリーンツーリズム特区の認定を受けました。特区では、農家民宿等における濁酒^{たくしゅ}の製造免許の要件緩和の特例措置が適用されます。これを受けて、今年7月に2件の農家民宿が「濁酒製造」の免許を取得し、製造に向けて準備を進めています。このように西土佐では、グリーンツーリズム特区を活用し、恵まれた自然を活かした体験交流プログラムの開発や地産地消の推進、農家民宿の開業に向けた取り組みを進め、交流人口の拡大と地域の活性化を図っていきます。

【認知症予防対策】

次は、認知症予防対策です。認知症高齢者は年々増加しており、家族や介護施設においては、その対応に苦慮しているケースが増えています。

そうした中で、認知症に対する家族や地域住民の偏見・無理解を取り除き、見守りや支援の体制を作ることが緊急かつ重要な課題となっています。

このため、在宅介護支援センターや地域の団体等が参画し、認知症高齢者とその家族に対する細かな対応と継続的なアフター・ケアを行うためのネットワークを構築するよう現在準備を進めています。今後、関係機関等との調整が順調に進めば今年中にはネットワークの立ち上げができるものと考えています。

【乳幼児医療費助成事業】

次は乳幼児医療費助成についてです。現在、本市では県の補助制度に一部を上乗せし、入院は就学前まで、そして通院は3歳未満の方を対象に医療費

の自己負担の助成を行っていますが、県は今年10月に補助制度の改正を行う予定で、助成対象を入院・通院とも就学前まで広げる一方で、その適用には所得制限等を設けることになっています。そのため、県の新制度のみでは、助成対象外や自己負担が必要となる場合がありますので、市の現行制度に県の新制度を継ぎ足す方法で改正を行いたいと考えています。この方法で実施しますと、現在の対象者は引き続き対象となり、通院医療費については所得制限があるものの新たに3歳以上の幼児の方も対象に含まれます。しかし食事療養費については、県の制度改正により対象外となります。乳幼児医療費助成につきましては、今議会に条例改正と関係予算を提案しておりますのでよろしく申し上げます。

【木造住宅耐震診断事業】

次は、木造住宅耐震診断事業です。昨年度から中村で取り組んでいる木造住宅耐震診断事業については、対象地域を西土佐まで広げて取り組んでいます。この事業は、昭和56年5月以前に建築された2階以下の木造住宅が対象で、今年度は申請のあった37件の診断を行うこととしています。

また、木造住宅耐震診断事業と併せ、密集住宅市街地耐震安全性調査事業も実施するよう準備を進めています。この事業は、密集市街地で地震が発生した場合、住宅の倒壊等により避難路が塞がり救援・消化活動が難しくなることから、事前に安全な避難路を確保することを目的としたものですが、今年度は中村百笑町の130戸を対象に実施する予定です。

【中村中学校改築事業】

次に、中村中学校校舎改築事業です。これまでに校庭の一部にプレハブ仮

校舎と自転車置き場を設置し、職員室等の引越し作業も終了しました。また現校舎の取り壊し工事についても、授業に使用する南校舎を除き、今月初めまでにすべて完了しました。次いで新校舎の建築となりますが、「中村中学校校舎改築工事の契約議案」を今議会に上程していますのでよろしくお願ひします。

また、新校舎完成までの間、生徒たちには施工に伴う騒音や部活動等において不自由な学校生活となりますが、部活動の練習場所を安並運動公園に可能な限り確保する等、極力支障がでないよう適切な対応をとっていきたいと考えています。

【四万十川ウルトラマラソン】

次に四万十川ウルトラマラソンですが、11回目を迎える今年の大会は、10月16日に開催されます。現在、本市と十和村の関係団体等で組織する実行委員会を中心となり最終の準備が進められています。

今大会の申し込み状況ですが、岩手県を除く北海道から沖縄までの46都道府県から、60kmの部と100kmの部合わせて、2,666名の方から申し込みがあり、その中から抽選で選ばれた1,800名のランナーが参加することとなっています。

また、運営スタッフとしてランナーの安全確保や大会運営を支えていただくボランティアについては、両市村の各種団体や事業所等に対し約1,800名のご協力をお願いしています。今年の大会もこれまで以上に参加したランナーやボランティア、そして市民にとって思い出深い大会となりますよう関係者一丸となって準備を進めていきます。

【芸術文化関係】

次は、芸術文化についてです。四万十市文化祭は、市内52団体の参加を得て44の行事が9月23日を皮切りに12月中旬まで開催されます。西土佐ではこれまで行っていた村民文化祭を今年は西土佐文化祭として12月の初旬に開催します。また、6月の地域公演ではたくさんのお子どもたちに喜ばれた四万十川こども演劇祭ですが、11月と12月にはその第2弾としてふたつの舞台公演を予定しています。子どもたちにとって優れた芸術に直接出会える貴重な時間になることと思います。

また、大手ビールメーカーが環境保全活動と芸術文化活動の融合を目指して取り組んでいるアサヒ・エコアート・シリーズが、新規プロジェクトとして9月から12月にかけて四万十川流域を舞台に開催されることとなりました。津野山神楽と交響楽の融合をメインイベントとして様々な取り組みが行われる予定ですが、四万十市では、ヨンデンプラザでの音楽ワークショップと発表会、川崎小学校での子ども参加の「かえっこ」というイベントなどが予定されています。

【土佐くろしお鉄道】

次に鉄道ですが、8月22日に宿毛駅の復旧工事が始まりました。工期は10月末で、11月初旬の宿毛線再開を目指します。

また、厳しい状況が続く土佐くろしお鉄道の経営につきましては、現在会社と運営協議会で今年10月末の鉄道再生計画策定に向け協議を進めており、その中で人件費の削減や特急を含むダイヤの見直しなど、今後数年間を見通した経営改善策を検討しています。

そうした中、8月20日に中村・宿毛線関係市町村内の民間団体の皆様によりまして「土佐くろしお鉄道中村・宿毛線を守るネットワーク会議」を立ち上げていただきました。このことは「地域で支える鉄道」の実現に向けた大きな一歩であり、大変ありがたく、また心強く思っています。今後はネットワーク会議とともに鉄道の利用促進を図りながら、永く存続できる鉄道の形態について一緒になって考えていきたいと思えます。

【新市発足記念式典】

次に新市発足記念式典についてです。四万十市が発足した4月10日には、市関係者のみで簡素な開庁式を本庁及び支所で執り行いましたが、その後合併による大きな混乱もなく順調に新市に移行し組織や事務体制も安定してきましたので、11月29日に市立文化センターにおいて新市発足記念式典を挙行すべく準備を進めています。式典の内容としては、国、県、近隣市町村の議会議員その他関係者や市内の民間団体の代表者等をご案内し、公募していました新市の市章をはじめ、市の木、花、鳥、魚の決定披露や記念ビデオの上映等を行う予定です。

【行財政改革】

次は行財政改革の取組みです。四万十市の第一次行政改革大綱につきましては、今年を初年度とする21年度までの5ヶ年間の計画を年末を目途に策定する予定です。

地方交付税や合併特例債等の合併に係る特別措置がある期間において、従来の行政から脱却した大胆かつ計画的な行政改革を断行し、市民との協働により、安定・自律した行財政運営が可能となる効率的な組織にしていくこと

が最も重要です。

大綱は、市民との協働に根ざした新市の建設、効率的、計画的、継続的な行政運営を目指した改革、自律的な財政運営を目指した改革の3つを基本に据え、さらに重点的な取組み項目を加味したうえで、実施計画と併せて策定することとしています。また、大綱の策定並びに行政改革の推進にあたっては、庁内組織の四万十市行政改革推進本部と外部委員による四万十市行政改革推進委員会を立ち上げ取り組んでいきます。

【財政健全化】

次は財政健全化です。去る8月11日、国において「平成18年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」が閣議了解されました。この中で、「地方財政については、地方歳出全般について徹底した見直しを行い、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制し財源不足の縮小に努めるとともに、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方交付税総額を抑制する。」とされ、地方財政へのしめつけは、一層厳しさを増してきています。

こうした中、本市においては旧市村で行ってきた財政健全化への取り組みや、合併支援措置、合併によるスケールメリットなどにより一定の節減効果は表れていますが、依然として厳しい状況に変わりありません。将来に亘って収支のバランスを保ちながら、持続可能な行財政運営を行っていくため、歳出規模の抑制など財政の健全化に今後も引き続き取り組んでいきます。

【庁舎建設】

最後に新庁舎建設の取組み状況ですが、4月に設置しました庁内検討委員会は、これまでに3回の委員会を開催するとともに、本市と規模が類似する

愛知県岩倉市と岡山県井原市の先進地視察を行い、新庁舎建設に係る基本指針の策定に向けて取り組みを進めています。

また、庁舎建設に伴う各種業務の進捗状況ですが、過日、庁舎の基本構想及び基本計画等の策定を目的とした業務を専門業者に委託しました。また、用地測量及び物件補償調査についても地権者や関係の方々から調査時の立会いについてご協力いただけることとなりましたので、こちらも専門業者に委託し取り組みを進めています。

今後の予定としましては、今年度中に用地費や物件補償費等を把握し、来年度から順次交渉を行うこととしています。

以上で6月定例会以降における主要課題等への取り組みについて報告を終わります。